

# いこーよジャンル定義



アクトインディ株式会社

2020年10月19日制定



# 『動物園』

動物たちを観覧し楽しむための施設





- ①『生体の動物』を
- ②『展示・観覧・触れ合いのために飼育』し、
- ③『動物の展示(公開)・観覧・触れ合いを目的』として『常設運営』されている施設

➡に該当する施設が『動物園』ジャンル



## ①『生体の動物』

➡ 生きている動物のこと。

### デジタルを駆使した生物の映像投影(プロジェクションマッピング・VR・AR等)はNG

➡ プロジェクションマッピング・大画面で、動物を映している



➡ VR・ARで動物を間近で見ることのできる体験



### 剥製・化石・人形などはNG

➡ 動物の剥製・化石を展示している



➡ 動物のキャラクターショーの開催・人形を展示している





## ②『展示(公開)・観覧・触れ合いのために飼育』



『展示』→ 数多く並べて (※) 一般に見せること。

『観覧』→ ながめ、見物すること。

『飼育』→ 動物などを育てること。

※ 『数多く並べて』→ 数匹ではなく、目安として数十匹以上の飼育をしていること。

『動物の種類の数』は関係ありません。



つまり

『動物』を数多く公開し一般の方に『見物』してもらうために『飼育』すること。



## 当てはまらない『飼育』例

- ➡ 『家畜』としての飼育 
- ➡ 『販売』目的での飼育 
- ➡ 『研究・保護』目的での飼育 
- ➡ 『スポーツ』『体験』のための飼育 









## 参考)動物の展示・観覧・触れ合いのための飼育施設例

- ➡ 一般的な『動物園』 ◎
- ➡ 『サファリパーク』 ◎
- ➡ 『野鳥』ではなく、『鳥類が展示・観覧』のために『飼育』されている『花鳥園』 ◎
- ➡ 『観光牧場』(観光を目的とした牧場の場合)
  - ※ 『酪農』を目的としている牧場はNG◎



## 動物の展示・観覧のために飼育していない例

- ➡ 『動物の保護を目的』としている →『動物保護センター』など 
- ➡ 『販売を目的』に動物を展示している →『ペットショップ』など 
- ➡ バードウォッチングができる →『野鳥園』など  
『展示・観覧』のために『飼育』されておらず、自然の野鳥を見る施設のため 
- ➡ 『乗馬』などのスポーツが体験できる →『乗馬クラブ』『乗馬センター』など  
『乗馬を目的』としているため 
- ➡ 『家畜』として、『牛、羊、やぎ、馬、ポニーなど』が放牧されている『牧場』  
展示目的ではなく、『家畜としての飼育』のため 
- ➡ 『アルパカ牧場』『鹿牧場』など 展示目的ではなく、『単一同一を飼育』している施設 





## ③『動物の展示・観覧を目的』として『常設運営』されている施設

- ➡ 『常設』→常に設けてあること。  
『運営』→組織、機構などを働かせること。
- ➡ 『期間限定』ではなく『常に』、『動物の展示・観覧を目的』に『組織として運営』されている施設

### 『常設運営』されていない施設例

➡ 『週末のみ』動物を展示している『商業施設』、『住宅展示場』など



➡ イベントとして開催される『移動動物園』





## 補足)

施設の主目的が『飲食』『ショッピング』『宿泊』など、『動物の展示・観覧』が目的でないものはすべて『動物園』のジャンルには当てはまりません。

ただし、『遊園地』『テーマパーク』『道の駅』『公園』など、施設内に『アトラクション』として『動物園』がある場合は除きます。

➡ 『ヤギ小屋』がある『公園』



➡ 『動物園エリア』のある『遊園地』『テーマパーク』



➡ 『ミニ動物園』のある『道の駅』

